

マージン率等の情報提供

株式会社K T Nソサエティ

対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務付けられているものです。

当事業所における昨年度実績について情報提供致します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

※令和3年3月末現在

| 派遣 労働者数 | 派遣先 事業所数 | ① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均) | ② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均) | マージン率 (① - ②) ÷ ① |
|------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 18 | 4 | 15,182円 | 13,473円 | 11.3% |

2. 教育訓練に関する事項

ビジネスマナー研修、メンタルヘルス研修、キャリアアップセミナー他

3 その他参考と認められる事項

「社会保険」「雇用保険」加入完備 (労働基準法にそった加入条件)

上記 マージン率の中には、法定福利費 (健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険) の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。